

「憲法25条に基づく権利保障としての社会福祉事業を守り拡充すること」を求める意見書

憲法第25条は、健康で文化的な生活を営む国民の権利を国の責任で保証するとしている。権利保障の具体的なしくみが社会福祉制度であり、その制度に基づいた支援をおこなってきたのが社会福祉事業である。そのため、社会福祉事業の公共性は非常に高いといえる。

ところが、政府は、社会保障制度改革推進法とプログラム法によって国民に「自助・自己責任」を押しつけ、社会保障・社会福祉の解体をすすめている。平成27年4月には、介護報酬や障害福祉サービス報酬を引き下げ、子ども・子育て支援新制度によって保育分野にも直接契約制度が導入されている。また、社会福祉法「改正」では、現在の社会福祉制度のすき間にある貧困対策などの地域公益活動を担うことを社会福祉法人の努力義務としている。本来、公的責任のもとで制度化すべき事業に対する国の責任を放棄し、社会福祉法人に転嫁するものである。こうした公的責任の放棄は、今でも不十分な高齢者・障害者・子どもたちへの支援の質と量をより低下させる結果にならざるを得ない。

さらに、福祉・介護・保育の人材確保の必要性を認めながら、社会福祉施設等退職手当共済制度への公費助成の対象から、平成20年の介護分野に続いて障害分野、保育分野で外そうとしている。厚生労働省の賃金構造基本統計調査で明らかとなった全産業平均より月額9万円も低い賃金実態や、地方労働局の調査で示された介護・保育職場での高い法令違反率が、深刻な福祉人材不足の大きな要因となっている。

今、国民の福祉要求に応じて、健康で文化的な生活を営む権利を保障するためには、①高齢者・障害者・子どもたちの基本的人権の担保、②福祉労働者の劣悪な賃金・労働環境の改善による福祉人材の確保と定着、③非営利原則に基づく事業経営の徹底・強化、④これらを実現するための公的責任の拡充、とりわけ社会福祉事業に対する公費（報酬や委託費・給付費）の単価の在り方と体系の抜本的な見直しこそが喫緊の課題である。

よって、本議会は国会及び政府に対し次の事項を実現するよう強く要望する。

1. 国の責任で社会福祉事業が継続的・安定的に運営できるよう十分な財源を確保すること。
2. 地域公益活動を社会福祉法人に押しつけず、国の責任で制度化して実施すること。
3. 国の責任で福祉職場の人材を確保・定着させること。
 - ① 福祉労働者の処遇改善が図られるよう十分な財源を確保すること。
 - ② 社会福祉施設職員等退職手当制度への公費助成対象を縮小せず、全ての分野に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会